歴史からたどる漁業制度の変遷 その5

―明治漁業法と漁業向け資金―

主任研究員　田口さつき

1　旧漁業法への不満

1901年（明治34年）に漁業法が成立したが、その後、漁業者の資金難と漁業組合の事業の制限が課題となった。

漁業のための資金について、特に沿岸漁業では、零細な漁業者が資金を獲得することは難しかった。その要因として、収益が天候など自然条件に左右されること、水産物は腐敗しやすく担保にしにくいこと、漁業者が担保にできる資産を保有していなかったことなどが挙げられる。

同じ第一次産業である農業では、産業組合法（1900年制定）により各地で産業組合が設立され、農業資金への貸出も行われるようになってきた。そして、1906年（明治39年）の産業組合法改正により、産業組合は信用事業と購買事業などの他事業を兼営できるようになった。1910年代半ばには、産業組合数は１万を超えた（第１図）。

一方、漁業組合は、沿岸地域などに生産の場が限定されていることもあり、その増加は都市型の信用組合なども含む産業組合に比べれば、緩やかだった。また、事業内容については、漁業権を受ける団体として旧漁業法で位置付けられていたため、漁業組合が漁業権を売却して漁村を崩壊させることがないよう経済事業等は想定されていなかった。しかし、それでは製氷事業など漁業者が共同で利用する事業を漁業組合は行えず、不便であるという意見が増していった。

第1図　組合数の推移

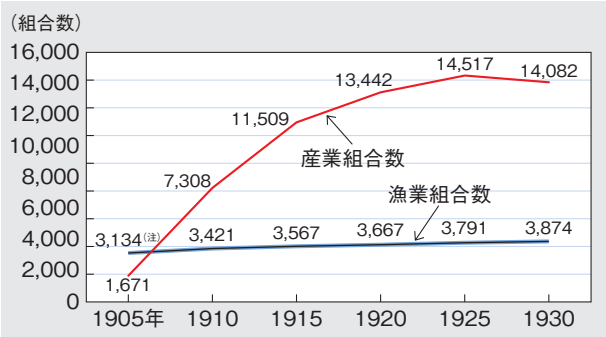

資料　農林省『漁業組合要覧』『農林省統計表』、農商務省『産業組合要覧』『農商務統計表』
（注）　1906年末の漁業組合数。

2　物権と看做された漁業権

このような背景から旧漁業法は1910年（明治43年）に改められた。これ以後の漁業法は明治漁業法と呼ばれる。同法第７条「漁業権を物権と看做（みな）し土地に関する規定を準用す」により、漁業権は抵当権の目的（担保）となることが可能となった。ところで、1910年には定置漁業権と区画漁業権の半数超、特別漁業権の２割を個人や会社が単独で漁業権を免許されていた（第１表）。明治漁業法の下、これらの漁業権者である個人（もしくは法人）が資金を借り入れることは、制度上は可能であった。

しかし、1921年（大正10年）８月22日付の東京日日新聞によれば、「本邦には古来漁業を以（もって）て最も危険なる事業の一なりとする思想が横溢（おういつ）して金融業者が努めて彼等との取引を回避し来れる」と、漁業者が資金を調達することは難しかった。

第1表　所有者別漁業権の割合の推移

（単位　%）

	定置漁業権		区画漁業権		特別漁業権	
	組合単独	個人・会社単独	組合単独	個人・会社単独	組合単独	個人・会社単独
1910（明治43）年	23.8	54.0	13.1	62.2	35.5	23.5
1937（昭和12）	44.5	41.3	32.4	48.2	53.6	15.1

資料　農商務省水産局『水産統計年鑑』（1911）、水産社『日本水産年報．第2輯 戦時體制下の水産業』（1938）
（注）　漁業権を共有する場合を除いた。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

1925年（大正14年）６月20日付の大阪毎日新聞では、「我国の漁獲物は年額平均約四億円に上り主要産業であることはいうまでもない。所でこれが資本勘定とも目すべき漁業権は推定総価格二億五千万円、漁船は二億七千万円、養殖場は一千二百万円と農林省で調査している。」と、漁業権などの推計額が示された。これに対し、「現在漁業権を抵当として資金を借りておるものは約二百万円に過ぎない状態である。」と、漁業権を抵当にした資金がほとんど供給されていなかったことがわかる。その理由として、「漁業権は登記されてあるから抵当とすることは出来てもこれに伴う設備器具などを包括することが出来ないため抵当価格が頗（すこぶ）る安く」（前掲の大阪毎日新聞）なったとされる。

3　漁業組合の共同施設事業

零細な漁業者にとって、自分で設備投資するより、漁業組合が整備する共同施設を利用することのほうが現実的だった。

改正法以前にも共同施設はあったが、明治漁業法の第43条では「漁業組合は漁業権若（もしく）は入漁権を取得し又は漁業権の貸付を受け組合員の漁業に関する共同の施設を為すを以て目的とす」と、漁業組合の共同施設事業を認めた。

これに伴い、政府は1911年（明治44年）に日本勧業銀行法、農工銀行法、北海道拓殖銀行法を改正し、漁業組合が共同施設事業のための資金を低利かつ無抵当で受けられるようにし、「漁業組合資金取扱順序」（1911年）を定め、資金を借り入れることが可能な組合の要件を示した。

水産統計年鑑（1920）によると、1917年に調査した漁業組合（3,600組合）のうち、1,981組合が共同施設事業を行っていた。共同施設事業のうち、最も多かったのが「共同販売」（591組合）で、次に「水産増殖」（387組合）、「遭難救恤（きゅうじゅつ）」（252組合）、「物資貸付」（151組合）であった。これは、組合員の要望の高さとともに資金の調達も関係していたと思われる。

第2表　使途別低利資金の供給状況（1911～1918年度）

（単位　円）

共同販売	532,290
漁業資金	323,600
漁船漁具	237,200
共同購買	226,900
その他	115,200
防波堤その他工事	110,900
負債償還	84,300
繁殖保護および人工養殖	57,450
共同運搬	17,000
共同製造	8,300
計	1,713,140

資料　農商務省水産局『水産統計年鑑』（1918）

漁業組合に対する低利資金は1911年度から1918年度までで計1,713,140円が供給された。なお、1914年は低利資金の供給は行われなかった。この資金の使途は、共同販売が最も多かった（第２表）。

しかし、共同施設事業を行うためには漁業組合の規約の改正が必要であったうえ、組合の登記が義務付けられ（注）、その手続きに時間がかかった。岩手県漁業史では、「（漁業組合資金取扱順序が）組合成立後三年を経過し、基礎鞏固（きょうこ）にして信用ある組合に限るとしていたこともあり、折角このような制度ができたとはいうものの、組合の中には希望しても受けられないところもあった。又融資わくも毎年水産局から示され、その範囲内で行われることからこの面でも希望を入れられなかった組合がかなりあったことは否めない」（487頁、（　）内は筆者補足）とあり、全国でも同様の事態が起こっていたと想像する。

（注）1910年４月に明治漁業法が改正されたことを受け、同年11月に漁業組合の設立、会議を定めた「漁業組合令」が公布された。そのなかで漁業組合の登記が義務付けられた。

＜参考文献＞

・岩手県（1984）『岩手県漁業史』
・神戸大学経済経営研究所 新聞記事文庫・水産業（５-073）東京日日新聞 1921.８.22（大正10）「窮境を脱せんため水産金融疏通の計画」
・神戸大学経済経営研究所 新聞記事文庫・金融及金融機関一般（５-142）大阪毎日新聞 1925.６.20（大正14）「水産金融の解決難」

（たぐち　さつき）